



第3回 霧島市働く女性の家運営委員会

日時 令和6年5月31日（金）

15:00～16:30

場所 霧島市働く女性の家

2階研修室（洋室）

会 次 第

1. 会長あいさつ
2. 新任委員紹介
3. 議事
 - (1) 霧島市の相談事業について
 - (2) これまでの振返り及び協議
4. その他
 - ・第4回運営委員会について

霧島市相談事業一覧①

区分	部局名	課名	相談事業名	相談事業内容	相談日		時間	現在の実施場所	予約の必要性	料金	備考
1	商工観光部	商工振興課	よろず相談	創業や経営改善等に関する相談	定期	毎週水曜日	9:00~16:00	市役所別館会議室	必要	無料	
2		商工振興課	消費生活相談	消費生活に関するトラブルなどの被害相談	常設	平日	8:15~16:30	消費生活センター (商工振興課内)	不要	無料	
3	市民環境部	市民課	特設人権相談	人権侵害が疑われるトラブル等の被害相談	定期	(概ね) 第二木曜日	9:00~15:00	国分総合福祉センター	不要	無料	
4	保健福祉部	生活福祉課	福祉総合相談	要保護者に対する相談	常設	平日	8:15~17:00	生活福祉課内	不要	無料	
5		子育て支援課	なんでも子育て相談	子育てに関する相談	定期	毎月第2、第4木曜日	10:00~11:00	霧島市こども館 (すかいびあ)	必要	無料	
6		長寿介護課	地域包括支援センター委託事業	高齢者福祉等・介護保険サービスに関すること	常設	平日	8:15~17:00	霧島市地域包括支援センター (国分パークプラザ内)	不要	無料	
7		長寿介護課	社会福祉協議会委託事業	高齢者福祉等に関すること	常設	平日	8:15~17:00	霧島市社会福祉協議会 (国分総合福祉センター内)	不要	無料	
8		障害福祉課	基幹相談支援センター運営事業	障がい者(児)や家族、関係者に対する総合的な相談や相談支援事業所に対する助言・指導等	常設	平日	10:00~16:00	基幹相談支援センター (国分パークプラザ内)	不要	無料	
9		障害福祉課	成年後見センター運営事業	市民や家族、関係者、法人に対する成年後見制度の内容や利用方法に関する相談	常設	平日	8:15~17:00	成年後見センター (社会福祉協議会内)	不要	無料	
10		障害福祉課	障がい者相談員設置事業	各種障害がある方へ更生支援の相談、就業指導、生活改善指導等の相談	定期	平日	日中	電話相談受付のみ	不要	無料	
11		障害福祉課	相談支援事業 (地域活動支援センターI型)	障害のある方やその保護者又は介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行う。	常設	平日	日中	相談支援事業所(オレンジの里、ひだまり、やすらぎ、アシスト)	不要	有料	料金は所得により変動

霧島市相談事業一覧②

区分	部局名	課名	相談事業名	相談事業内容	相談日		時間	現在の実施場所	予約の必要性	料金	備考
12	保健福祉部	こども発達サポートセンター	発達相談（心理）	発達特性の相談	定期	平日	2時間	国分保健センター	必要	無料	
13		こども発達サポートセンター	発達相談（言語）	言語によるコミュニケーションに関する相談	定期	平日	1時間	国分保健センター	必要	無料	
14		こども発達サポートセンター	発達相談（作業）	基本的な身体能力や動作に関する相談	定期	平日	1時間	国分保健センター	必要	無料	
15		こども発達サポートセンター	発達相談（運動）	日常動作の回復、症状の安定を図る体と心の相談	定期	平日	1時間	国分保健センター	必要	無料	
16		こども・くらし相談センター	生活困窮相談	生活困窮(家計改善・就労支援等)に関する相談	常設	平日	8:15～17:00	こども・くらし相談センター (市役所別館1階)	不要	無料	予約は必須ではないが事前問い合わせが望ましい
17		こども・くらし相談センター	ひきこもりに関する相談	ひきこもりに関する相談	常設	平日	8:15～17:00	こども・くらし相談センター (市役所別館1階)	不要	無料	予約は必須ではないが事前問い合わせが望ましい
18		こども・くらし相談センター	家庭児童相談	子育てに関する相談 児童虐待に関する相談 DVに関する相談 犯罪被害者に関する相談	常設	平日	8:15～17:00	こども・くらし相談センター (市役所別館1階)	不要	無料	
19		保険年金課	年金相談	厚生年金・国民年金に関する相談	定期	毎月第3金曜日	10:00～15:00	国分公民館研修室	必要	無料	社保労務士が9:30～準備し15:15頃退出
20		すこやか保健センター	心の健康相談	心の健康に関する相談	定期	毎月第2木・第4火	9:30～11:30	すこやか保健センター (隼人)	必要	無料	
21		すこやか保健センター	健康相談	健診結果等健康に関する相談	常設	平日	8:30～17:00	すこやか保健センター (隼人)	不要	無料	
22	すこやか保健センター	母子相談	乳幼児育児相談 すくすく発達相談 助産師相談 母子心理相談	不定期	平日	日中	すこやか保健センター (隼人)	必要	無料		
23	すこやか保健センター		こども家庭センター（母子）妊婦～乳幼児の相談	常設	平日	8:30～17:00	すこやか保健センター 各総合支所	不要	無料		

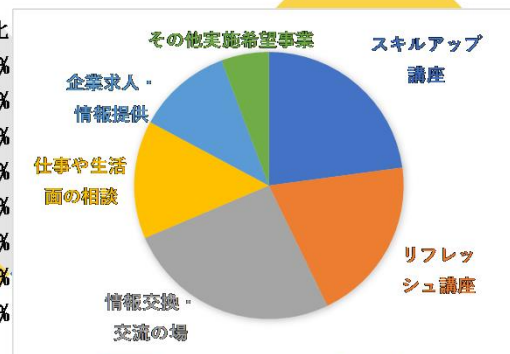
振返りシート集計

1 わかりにくかった点やさらに調べてほしいことなど自由記入

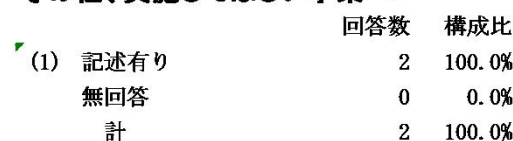


- 特にありません。とても分かりやすかったです。
- 前回、他の市の利用状況で子育て支援などの取り組みの話があったが、話が突然膨らんだ印象。方向性を一度教えていただきたいです。(霧島市は子育て支援センター等が充実しているの)
- 特にありません。
- 特にありません。(第1回のみ参加)
- 不参加
- 県外で、同じようなコンセプトを持った施設、または活発な利用がされている類似施設があれば、ご教示願いたい。
- 当該施設の現状や抱える課題、関連する条例など、これまでの説明で良く理解ができました。
- 特になし
- 今回が初参加のため、記載は割愛させて
- ・公民館の利用状況—希望者が利用できない状況があると聞いています。利用者だけでなく、利用できない人たちがどのくらいいるのか調べていただきたい。
・大きな市は男女共同参画をうたった施設を設置し、社会課題に向けた事業を実施しているが、霧島市の場合、男女共同参画事業は、どこで実施されているのか。つまり、市民課人権・男女共同参画グループが男女共同参画担当係であるが、事業全体を把握し、企画・調整、実施・評価していくシステムはあるのか、そのことが必要ではないか。
・運用面(ソフト)面から協議をおこなうこととし、とありますが、施設(ハード)面の両方を同時に検討していくことはできないか。委員には有識者もおられることから、可能ではないか。
・他都道府県や他自治体での、働く女性の家についての条例改正やそれに伴う施設利用検討及び改修等の事例→そこから、現施設への補助金返納などの懸念なども払拭や施設のよい使い方などの方向性も見えてくるのではないか。そのことで、より具体的に意見交換しやすくなるのではないか。

2 施設で実施してほしい事業



その他、実施してほしい事業



- 子育てに悩んでいる方達の為の交流の場
- 創業・起業等についての相談・情報支援
- 意見
 - ・まず、コンセプト案についての意見交換は実施されていないので、まず、そのことから意見交換や協議が必要ではないか。働く、仕事上の責任を果たすことを前提にしたワーク・ライフ・バランスの実現に寄与する施設ではなく、多様なすべての市民の活動推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた具体的な事業を展開する男女共同参画センターの役割も担う施設として検討してほしい。
 - ・コンセプトである、ワーク・ライフ・バランスについていえば、選択肢に示された5つはどれも重要な視点であり、3つを選ぶことはできない。3つ選ばせることで、多い順に事業展開をしていくなどの提案となるような恣意的な意図を感じる。
 - ・具体的な事業としての意見→年1回ぐらい全館あげてのフェスタのような事業があるとよい。

3 各所属における参考となる取り組みやその他提案

	回答数	構成比
(1) 記述有り	7	53.8%
無回答	6	46.2%
計	13	100.0%



- まず、働く女性の家は同じ関心や趣味をもっている人々に、すごくありがたい場所です。自分の考えですが、お昼の利用者は年齢層がすこし高いので、これから施設の名称が変わると、もっと利用者の幅が広がると思います。
- 福岡県太宰府市の「男女共同参画推進センタールミナス」は、同市の「働く婦人の家」として開館した施設を改称、学習室や相談窓口を設けています。福岡県福岡市の「男女共同参画推進センターアマカス」は、同市の「女性センター」として開館した施設を改称、図書室や相談室などを設けています。
- 労働局の施策で、現時点で当該施設に関する参考になる取組はありませんが、広く労働者の方々が利用できる施設だと目的と合致するかと思います。
- ありません。
- 当該施設の存在や利用価値を広くPRする意味でも、毎月、土日を利用し独自のイベントの開催が望まれます。独身・単身者向けの簡単料理教室、小中学生を対象としたダンスイベントなど
- 特になし
- ・今回のきっかけとなった、共同参画シティズンシップ霧島から提出の陳情書には、「働く女性の家の設置及び管理に関する条例を至急見直すこと」を明記しているが、そのことについて、第1回でも第2回でも触れられていない。現行法が廃止されない限りは勤労婦人福祉を目的とした、勤労女性が主な対象となってしまうので、条例改正についての議論する場を設け対応してほしい。また、検討内容について、霧島市HPや広報誌等でのパブリックコメントもとって、市民の意見も反映するシステムをとってほしい。
 - ・鹿児島市勤労女性センターや日置市男女共同参画センターの取り組みがとても参考になると思う。(詳細は前回会議での共同参画シティズンシップ霧島の調査報告)。
 - ・市内事業所では、働き方改革や子育て、介護、看護、病気等との両立にむけた様々な取り組みを実施しているところも多い。また、次世代育成や分野におけるどちらかの性の偏りは正などの取組、コミュニケーション研修、リーダー育成研修等もしているので、参考になるのではないかと。
 - ・多様な社会課題解決のため、現行法による担当課だけでなく、企画課、社会教育課、市民課、福祉関係課等の運営委員会への追加参画により、多面的な視点で検討できないか。

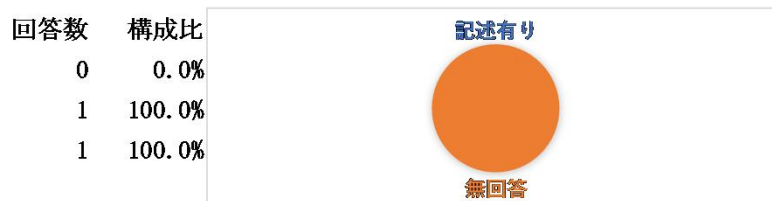
4 夜間の開館時間

- (1) 今まで通り
- (2) 早くてもいい
- (3) 遅くてもいい
- 無回答
- 計



何時まで(短縮)

- (1) 記述有り
- 無回答
- 計



何時まで(延長)

- (1) 記述有り
- 無回答
- 計



○ 10時

選んだ理由

- (1) 記述有り
- 無回答
- 計



「今まで通り」を選んだ方の理由

- 午後9時までが、仕事をなさってる方にも利用しやすく、午後9時以降は利用できる方が限られてきそうです。
- 現在夜間利用をしていますが、特に問題を感じません。
- 現状の午後9時までは十分な開館時間であると思います。
- 翌日の仕事を考えると、午後9時までが適当だと思います。
- 施設利用者側と施設の管理面（人件費）から現行のまがよい。
- 平日での利用が21時以降の需要はあまり無いのではと思います。また、市営駐車場が21時20分で閉鎖されるので出庫不能のトラブルを避けるためにも。
- 市内勤労者の活用促進が最大の目的ならば、夜間21時までの開館は必要と考えます。

○ 仕事帰りに利用できるため

「早くてもいい」を選んだ方の理由

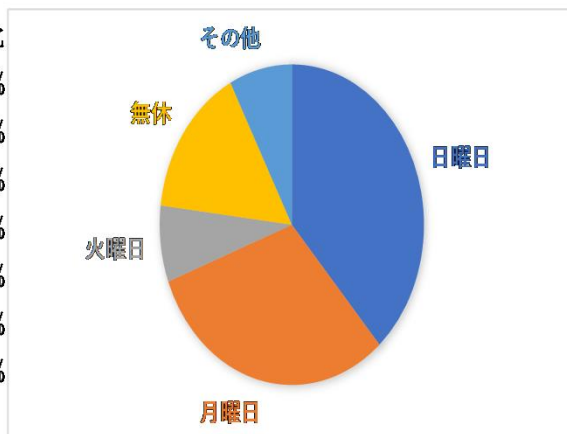
- 実際に同好会での使用が20時までの為。

「遅くてもいい」を選んだ方の理由

- 仕事のあと利用しやすい。時間の余裕がある。
- どのような事業を展開するかにより、夜間会館時刻は変わるだろうと思われる。ちなみに鹿児島市開館は月～金 9:00～21:00、土 9:00～17:00であるが、勤労者にとって平日の利用しやすさ、ケアを抱える人へのオンライン研修などを想像すると、20:00～22:00などが便利ではないか。ただし、職員の働き方改革等への対応次第では、他公共施設等との重なりのない曜日で閉館を早めるなどあってもよいのではないか。

5 休館日は何曜日がよいか

	回答数	構成比
(1) 日曜日	5	38.5%
(2) 月曜日	4	30.8%
(3) 火曜日	1	7.7%
(4) 無休	2	15.4%
(5) その他	1	7.7%
無回答	0	0.0%
計	13	100.0%



その他曜日

	回答数	構成比
(1) 記述有り	0	0.0%
無回答	1	100.0%
計	1	100.0%



選んだ理由

	回答数	構成比
(1) 記述有り	13	100.0%
無回答	0	0.0%
計	13	100.0%



「日曜日」を選んだ方の理由

- 必要に応じて開放の日で日曜日も開いている日があると利用者の方の予約も多くなるのでは
- 日曜日は自分と家族のために時間を過ごしたいと思う。
- 特別に問題があれば別ですが、現状のままでよいと思います。
- 今まで通りで特に問題ないと思います。
- 公共施設は日曜休みが多いと思うので、違和感はない。

「月曜日」を選んだ方の理由

- 他の公共施設と同様にし、土日休日の利用促進を図る。
- 日曜日の開館は人件費が増すが、昼間の利用者増が期待できる。
- 休みの日に開館していれば、利用者が増えると思います。
- 当該施設ができた目的や条例から鑑み、勤労者の利用促進を最大の目的とするならば、土日の開館は避けられないのではないかと思います。（「火曜日」にも☑あり）

「火曜日」を選んだ方の理由

- 日曜日の需要はあると思います。また月曜日は振替休日になる月が多いので、火曜日はベストかと。

「無休」を選んだ方の理由

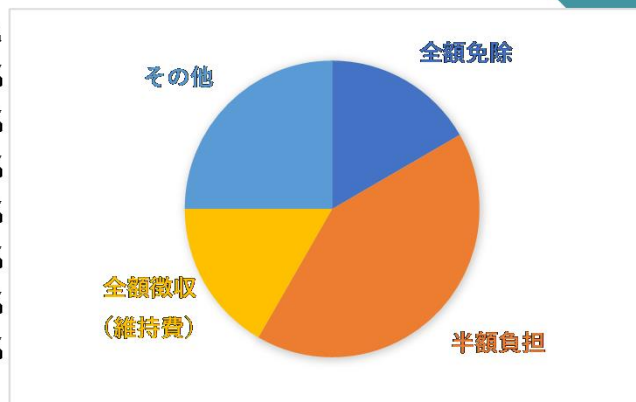
- 現状、日曜日の利用者がどれくらいいるのか分からない為、一度無休にし、状況を把握してからの決定はどうか。
- 可能ならば、無休がよい。多様な相談機能を有する施設があることが市民への安心安全、住みよさにつながると考える。相談内容によって、担当窓口や専門家とつなぐHUB機能を持ち、いつでも開いていることが有用な施設ではないか。週1休みにするとすれば、他の公共施設と重ならない曜日がいいのではないかと。

「その他」を選んだ方の理由

- 利用目的によるのかと史料します。例えば、労働者の方の集会で利用が多いのであれば、平日より休日に休館日を指定した方がよいかと思えます。福利イベントが利用が多ければ日曜日にも利用できたほうがよいものと思料します。

6 施設使用料の徴収

	回答数	構成比
■ (1) 全額免除	2	15.4%
■ (2) 半額負担	5	38.5%
■ (3) 全額徴収 (公平性)	0	0.0%
■ (4) 全額徴収 (維持費)	2	15.4%
■ (5) その他	3	23.1%
無回答	1	7.7%
計	13	100.0%



その他

	回答数	構成比
■ (1) 記述有り	3	100.0%
無回答	0	0.0%
計	3	100.0%

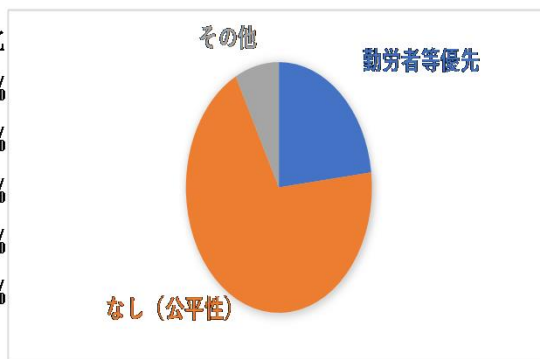


- すべての利用者から、半額程度徴収しても良いと考えます。
- 施設運営上のコストと市民の方々の負担を考慮しながら、合意を得ながら決定されることかと思料します。
- 公平性の観点から、利用者は原則無料が良いと思います（鹿児島市は無料）
条例見直しにより、勤労者支援という考え方が残るのか不明であり、市民の施設として基本無料とすることで、施設利用が活発になり、それにともない、事業予算などへの市民の理解も得られるのではないかと。
- せめて補修・修繕などの費用については施設利用収入で賄いたい

7 施設の予約方法等について

(1) 優先予約について

	回答数	構成比
(1) 勤労者等優先	3	23.1%
(2) なし (公平性)	9	69.2%
(3) その他	1	7.7%
無回答	0	0.0%
計	13	100.0%



その他

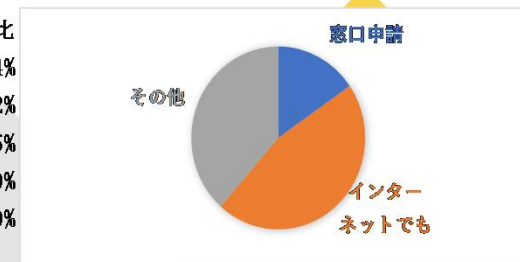
	回答数	構成比
(1) 記述有り	1	100.0%
無回答	0	0.0%
計	1	100.0%



- 利用者のご意見をお伺いした方がよいと思います。
- 施設の位置づけにもよると思うのですが、今後は、同じように受け付けたほうがよいと考えます。
- ヨガやバドミントン等、定期的な利用者については何等かの配慮が必要
- 条例改正により、優先度をつける必要がなくなることもあるのではないかと。

(2) 予約方法について

	回答数	構成比
(1) 窓口申請	2	15.4%
(2) インターネットでも	6	46.2%
(3) その他	5	38.5%
無回答	0	0.0%
計	13	100.0%



その他

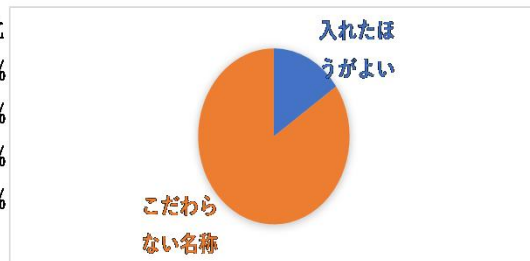
	回答数	構成比
(1) 記述有り	5	100.0%
無回答	0	0.0%
計	5	100.0%



- 今までの方法とインターネット、どちらも利用できたらいいと思います。
- 現在は、スマホの普及など、インターネットの利用は高齢者の方々にも浸透してきているかと思っています。一方、公平性の観点については利用者の方々のご意見をお伺いした方がよいかと思っています。
- ネットと直接の併用は出来ないでしょうか (当分の間、1年間) その後はインターネットのみ
- すべての利用者が前月の1日から直接施設に行って予約できるようにするが、例えば前月の7日以降はインターネットでも予約できるというように、時間差を設けて両方できるようにする。
- (インターネットが) 苦手な方は電話等での予約を受け付けてはどうか。
- Web上で施設の空き日、空き時間を示して予約をしてもらえば良いのでは
- 予約方法は、インターネットが苦手、身体的な障がいやケガ等で直接の来館が難しい、言葉の壁があるなどの多様な困難に対応するため、インターネット、施設申請、電話など色々な方法があるとよい。また、DX推進のための、今年度中に、予約システムに対応できるスキルアップ説明会なども必要ではないか。(霧島市役所として全体取組として必要だろうと考える)

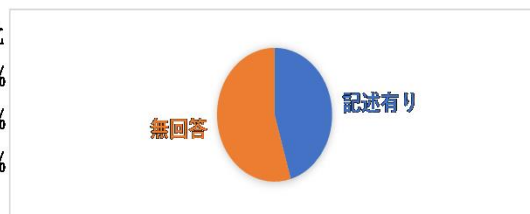
8 名称に「勤労者」有無

	回答数	構成比
(1) 入れたほうがよい	2	15.4%
(2) こだわらない名称	11	84.6%
無回答	0	0.0%
計	13	100.0%



名称例

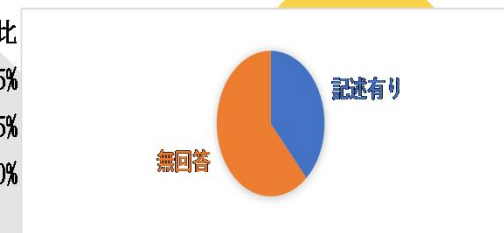
	回答数	構成比
(1) 記述有り	5	45.5%
無回答	6	54.5%
計	11	100.0%



- 霧島市みんなの広場
- 霧島市民交流センター
- 霧島市交流センター
- 霧島市男女共同参画推進センター
- 霧島市民交流センター、KIRISHIMA BASE

名称変更にあたってのその他意見

	回答数	構成比
(1) 記述有り	5	38.5%
無回答	8	61.5%
計	13	100.0%



- 今回、せっかくの名称変更の機会ですので、ある特定の属性の人に限定しない名称が良いと考えております。
- 勤労者という言葉必ず使用しなければならない訳ではないかと思料します。例えば「ワーカーズハウス」のように、少しでもオープンな印象を受ける名称にしたほうが、利用が増えるといった効果が期待できるかもしれません。（愛称でもよいかもしれません。）
- 基本的に事務局提案に賛成しますが、勤労者に限らず児童・生徒・学生などの利用も推進するためには広義の名称「Well-Being センター」なども考えられる。
- わかりやすい名前が良いと思う。法律の基準に合うか、他に似た名前の施設がないかは確認してほしい。
- 施設の名称については、多様な人たちが利用しやすいように、勤労者にこだわらない方がよい。条例改正または廃止、コンセプトが決定後、市民から募集してはどうか。また、外国人労働者への期待感も高まっていく中、帯同する家族への支援も必要である。日本語だけでなく、せめて数か国語の表記も考慮する必要がある。（これは霧島市全体課題）